

令和7年度（2025年度）

道立高等学校入学者選抜の手引

北海道教育委員会

（令和6年（2024年）9月）

主 な 日 程

<一般の選抜>

- | | | |
|----|-------------------|--------------------------|
| 1 | 出願者情報等のオンライン入力受付 | 12月6日(金)～1月23日(木)正午 |
| 2 | 出 願 の 受 付 | 1月20日(月)～1月23日(木)正午 |
| 3 | 出 願 状 況 の 発 表 | 1月27日(月)午前10時 |
| 4 | 出 願 変 更 の 受 付 | 1月28日(火)～2月3日(月)午後4時 |
| 5 | 出 願 変 更 状 況 の 発 表 | 2月12日(水)午前10時 |
| 6 | 学 力 検 査 | 3月4日(火) |
| 7 | 追 検 査 | 3月11日(火) |
| 8 | 合 格 発 表 | 3月17日(月)午前10時 |
| 9 | 第2次募集の出願の受付 | 3月21日(金)～3月24日(月)午後4時30分 |
| 10 | 第2次募集の合格発表 | 3月27日(木)まで |

<推薦及び連携型による選抜>

- | | | |
|---|------------------|-----------------------|
| 1 | 出願者情報等のオンライン入力受付 | 12月6日(金)～1月23日(木)正午 |
| 2 | 出 願 の 受 付 | 1月20日(月)～1月23日(木)正午 |
| 3 | 出 願 状 況 の 発 表 | 1月27日(月)午前10時 |
| 4 | 面 接 等 | 2月10日(月) |
| 5 | 合 格 内 定 の 通 知 | 2月18日(火)まで |
| 6 | 入 学 確 約 書 の 提 出 | 2月19日(水)～2月21日(金)午後4時 |
| 7 | 再 出 願 の 受 付 | 2月19日(水)～2月21日(金)午後4時 |
| 8 | 合 格 発 表 | 3月17日(月)午前10時 |

は じ め に

北海道教育委員会では、令和6年（2024年）9月30日付けで令和7年度（2025年度）道立高等学校入学者選抜に係る実施要項を決定・通達したところです。

令和7年度（2025年度）の入学者選抜につきましては、受検者の願書等作成の負担軽減と、中学校・高等学校における事務作業の効率化などを図るため、出願手続の一部において電子化を導入することとしました。

入学者選抜事務は複雑多岐にわたるものであり、万一誤った取扱い等があれば、その及ぼす影響は計り知れないものがあることから、事務の遂行に当たっては、細心の注意を払う必要があります。

このため、本年度も入学者選抜事務が遺漏なく公正かつ厳正にして円滑に遂行されることを願い、本手引を作成することとしました。本手引には、各実施要項の項目を目次に掲載するとともに、本年度の入学者選抜に関する日程表を示すほか、参考として道内の市町村立高等学校の入学者選抜に関する照会先や、資料として公立高等学校入学者選抜における学校裁量についての実施予定一覧表など、入学者選抜に係る各種様式や参考資料などを取りまとめてあります。

本手引が、入学者選抜事務の資料として十分活用されるよう期待いたします。

令和6年（2024年）9月

北海道教育庁学校教育局学力向上推進課長

小 西 晃

目 次

第 1 令和 7 年度（2025 年度）道立高等学校入学者選抜に関する日程表 …… 1

第 2 令和 7 年度（2025 年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項

1 募集人員 ……	8	12 委託受検 ……	19
2 出願資格 ……	8	13 追検査 ……	20
3 出願できる高等学校 ……	8	14 入学者の選抜 ……	22
4 出願できる学科 ……	9	15 合格発表 ……	24
5 出願の受付 ……	9	16 合格者の追加 ……	24
6 出願の手続 ……	9	17 第 2 次募集 ……	25
7 出願状況の発表 ……	12	18 道外からの出願者の手続 ……	27
8 出願変更 ……	12	19 学力検査の得点の情報提供 ……	27
9 学力検査 ……	15	20 北海道教育委員会への報告 ……	29
10 面接等 ……	18	21 その他 ……	30
11 学力検査及び面接等の会場 ……	18		

第 3 令和 7 年度（2025 年度）道立高等学校推薦入学者選抜実施要項

1 対象学科 ……	58	9 選抜の方法 ……	63
2 推薦による入学者の範囲 ……	59	10 合格内定者の通知及び入学の確約 ……	63
3 出願資格 ……	59	11 合格内定者数の発表 ……	64
4 出願の受付 ……	60	12 再出願 ……	64
5 出願の手続 ……	60	13 合格発表 ……	65
6 出願状況の発表 ……	62	14 北海道教育委員会への報告 ……	65
7 出願変更 ……	63	15 その他 ……	66
8 面接等 ……	63		

第 4 令和 7 年度（2025 年度）連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項

1 連携型入学者選抜 ……	80
2 連携型一般入学者選抜 ……	85
3 連携型推薦入学者選抜 ……	85

第5 令和7年度（2025年度）北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項

1 単位制による定時制の課程	90
2 技能教育施設との連携措置による定時制の課程	94
3 通信制の課程	95
4 北海道教育委員会への報告	97

第6 令和7年度（2025年度）道立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 北海道美唄聖華高等学校専攻科	106
2 北海道小樽水産高等学校専攻科	107
3 北海道函館水産高等学校専攻科	109
4 北海道富良野市内新設高等学校農業特別専攻科	111
5 北海道稚内高等学校専攻科	112
6 北海道別海高等学校農業特別専攻科	113

第7 令和7年度（2025年度）道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項

1 対象学科	120	8 面接等	124
2 道外からの入学者の受入れの数	121	9 選抜の方法	124
3 出願資格	121	10 合格内定者の通知及び入学の確約	124
4 出願の受付	121	11 合格内定者数の発表	124
5 出願の手続	122	12 合格内定者の合格発表	124
6 出願状況の発表	124	13 合格内定とならなかった者の再出願	124
7 出願変更	124		

〔参 考〕

令和7年度（2025年度）市町村立高等学校入学者選抜に関する照会先	130
-----------------------------------	-----

〔資 料〕

令和7年度（2025年度）公立高等学校入学者選抜における学校裁量についての実施予定一覧表	134
--	-----

令和7年度（2025年度）公立高等学校推薦入学者選抜実施校における全日制課程の「入学者の受入れに関する方針等」一覧表	144
--	-----

令和7年度（2025年度）公立高等学校推薦入学者選抜実施校における定時制課程の「入学者の受入れに関する方針等」一覧表	170
--	-----

令和7年度（2025年度）公立高等学校入学者選抜学力検査問題作成に当たっての基本方針	172
--	-----

北海道立高等学校通学区域規則	173
----------------	-----

入学検定料の取扱いについて	181
---------------	-----

道外の公立高等学校を受検する場合の取扱いについて	188
--------------------------	-----

第1 令和7年度(2025年度)道立高等学校入学者選抜に関する日程表

期 日	曜 日	時 間	事 項	参 照 頁	報 告 経 路						報 告 様 式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上推進課	北海道教育委員会 公表掲載	
R6. 1. 17	水		学力検査日、追検査日、推薦入学面接日、合格発表日の告示							○	
9月			道立高等学校入学者選抜実施要項の決定							○	
9月下旬 11月上旬			道立高等学校入学者選抜の手引説明会（オンデマンド配信及び各教育局実施）								
11. 6	水	この日まで	面接、実技の実施の報告（一般）	29, 55			この日まで教育局へ	11. 13(水)まで学力向上推進課へ			一般27
		この日まで	英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施の報告(推薦（道外推薦含む）)	65, 73			この日まで教育局へ	11. 13(水)まで学力向上推進課へ			推薦7
11月下旬 12月上旬			生徒募集人員の発表							○	
12. 6	金	この日から	出願者情報等のオンライン入力受付	10, 31, 33 60, 61, 81 91～96 122					入力ページの開始		
		12:00まで	隣接学区等就学（通学区区域規則第4条第1項第2号又は第3号）承認申請	10, 11 174, 180	中学校へ	高校へ					
12. 13	金	この日まで	隣接学区等就学の承認、不承認の通知	10, 11 174, 180		出願者へ	中学校へ				
12. 20	金	10:00～16:00	合格者ウェブ掲載・ミュレーション				ウェブ掲載				
R7. 1. 20	月	9:00～16:30	出願の受付（一般・推薦（道外推薦含む）・連携型（一般・推薦含む）・有朋高校推薦）	9, 60 81, 92 122	中学校へ	高校へ					
1. 21	火	9:00～16:30									
1. 22	水	9:00～16:30									
1. 23	木	9:00～12:00	↓（道外（一般）は2. 27（木）まで）	27					入力ページの終了		
		この日から	特設受検場受検及び委託受検の受付	18～20 41, 42	中学校へ	高校へ					
1. 24	金	この日まで	↓ 出願状況の報告（一般・推薦（道外推薦含む）・連携型（一般・推薦含む）・有朋高校推薦）	29, 48 65, 84 97			10:00まで教育局へ	13:00まで学力向上推進課へ			一般21
1. 25	土										
1. 26	日										
1. 27	月	10:00	出願状況の発表（一般・推薦（道外推薦含む）・連携型（一般・推薦含む）・有朋高校推薦）	12, 62 82, 124					発表ウェブ掲載		
		この日から	出願変更に係る出願者情報等のオンライン入力受付						入力ページの開始		
1. 28	火	9:00～16:30	出願変更の受付（一般・連携型一般・連携型推薦）	12～15 39, 40 85, 86	中学校へ	高校へ					
1. 29	水	9:00～16:30									
		この日まで	特設受検場受検及び委託受検の承認書交付	18～20 41, 42		出願者へ	中学校へ				
			受検票の交付（推薦（道外推薦含む）・連携型・連携型推薦）	62, 82 123, 124		出願者へ	中学校へ				
1. 30	木	9:00～16:30									
			出願変更状況（中間）の報告	29, 49			13:30まで教育局へ	15:00まで学力向上推進課へ			一般21の2
		16:30	出願変更状況の中間発表	13, 49			掲示				一般21の2
		この日まで	出願変更状況の中間発表	13, 49					発表ウェブ掲載		
1. 31	金	9:00～16:30									
2. 1	土										
2. 2	日										
2. 3	月	9:00～16:00	↓						入力ページの終了		

（注） 北海道有朋高等学校については、単位制による定時制の課程のみを掲載している。なお、北海道有朋高等学校に係る報告については、本手引の97ページを参照すること。

期 日	曜 日	時 間	事 項	参 照 頁	報 告 経 路						報 告 様 式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上推進課	北海道教育委員会 公表掲載	
R7. 2. 4	火	12:00まで	個人調査書の送付（推薦（道外推薦含む）・連携型推薦）	35, 36 62, 123		高校へ	→				
		この日から	受検票の交付（一般・連携型一般）	12, 13 33, 85	←	出願者へ	←	中学校へ			
2. 5	水		出願変更後の出願状況の報告	29, 49			11:00まで 教育局へ	→			一般 21の2
2. 6	木		出願変更後の出願状況の報告	29, 49				10:00まで 学力向上推進課へ	→		一般 21の2
2. 7	金	この日まで	出願変更通知書等の送付	13, 40 85			当初出願先から出願変更先へ				
2. 8	土										
2. 9	日										
2.10	月		推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）面接等・有朋高校推薦入学面接実施	63, 82 83, 93 124							
2.11	火										
2.12	水	10:00	出願変更状況の発表	13, 49					発表 ウェブ掲載		
			推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）面接等・有朋高校推薦入学面接欠席・延期者の状況の報告	65, 74 84, 97			16:00まで 教育局へ	→	17:00まで 学力向上推進課へ	→	推薦8
2.13	木	この日まで	受検票の交付（一般・連携型一般）	12, 13 33, 85	←	出願者へ	←	中学校へ			
		この日から	個人調査書の送付（一般・連携型一般）	11, 35 36, 85		高校へ	→				
2.14	金										
2.15	土										
2.16	日										
2.17	月		推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）・有朋高校推薦入学合格内定者数の報告	65, 74 84, 97			10:00まで 教育局へ	→	12:00まで 学力向上推進課へ	→	推薦8
2.18	火	10:00	推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）合格内定者数の発表	64, 83 124					発表 ウェブ掲載		
		12:00まで	個人調査書の送付（一般・連携型一般）	11, 35 36, 85		高校へ	→				
		この日まで	推薦（道外推薦含む）・連携型（一般を除く）・有朋高校推薦入学合格内定の通知	63, 64 71, 83 93, 124	←	出願者へ	←	この日まで 中学校へ			
		この日から	再出願に係る出願者情報等のオンライン入力受付						入力ページ の開始		
2.19	水	9:00～16:30	入学確約書の提出（推薦（道外推薦含む）・連携型・連携型推薦・有朋高校推薦）	63, 64 72, 83 93, 102 124	内定者 中学校へ	→	高校へ	→			
		9:00～16:30	再出願の受付（推薦（道外推薦含む）・連携型・連携型推薦・有朋高校推薦）	64, 65 75, 84 93, 94 124	再出願者 中学校へ	→	高校へ	→			
2.20	木	9:00～16:30									
2.21	金	9:00～16:00	↓ ↓ ↓						入力ページ の終了		
2.22	土										
2.23	日										
2.24	月										
2.25	火										
2.26	水		入学確約書を提出しなかった者の数（推薦（道外推薦含む）・連携型・連携型推薦・有朋高校推薦）の報告	65, 74 84, 97			10:00まで 教育局へ	→	13:00まで 学力向上推進課へ	→	推薦8
			再出願後の出願状況の報告	29, 49 97			10:00まで 教育局へ	→	13:00まで 学力向上推進課へ	→	一般 21の2
		12:00まで	特設受検場受検者名簿及び写真の送付	19			留萌教育局 へ	→			
		12:00まで	委託受検者名簿及び写真の送付	19			委託先へ				

期 日	曜 日	時 間	事 項	参 照 頁	報 告 経 路					報 告 様 式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上推進課	
R7.2.27	木		特別な配慮を必要とする生徒の状況の報告	29, 54			10:00まで教育局へ	12:00まで学力向上推進課へ		一般26
		この日まで	再出願通知書の送付	64, 65 76, 84 125			再出願先へ			
		この日まで	再出願者への受検票の交付	64, 65 125		再出願者へ	中学校へ			
		この日まで	道外からの出願の受付（一般）	27	中学校へ	高校へ				
		この日まで	定時制の出願者で就職内定証明書を添付できる者の出願の受付	9	中学校へ	高校へ				
2.28	金	11:00	再出願後の出願状況の発表	49, 65 125					発表 ウェブ掲載	
3.1	土									
3.2	日									
3.3	月		関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況の報告	29			16:30まで教育局へ	17:15まで学力向上推進課へ		
3.4	火		検査当日の交通及び天候状況の報告	29			5:30まで教育局へ	6:00まで学力向上推進課へ		
			学力検査実施 定時制の面接実施	15～17 125, 172 18						
			検査開始の異常の有無の報告	29			開始直後教育局へ	管内取りまとめ後直ちに学力向上推進課へ		
			検査開始後の状況の報告	29			開始直後教育局へ	10:30まで学力向上推進課へ		
			追検査の受検を希望する者の状況及び数の連絡	20, 29	中学校へ	速やかに高校へ	終了後直ちに教育局へ	管内取りまとめ後直ちに学力向上推進課へ		
			学力検査終了状況、面接等の終了状況及び特別な配慮を必要とする生徒の状況の報告	29						
3.5	水		全日制の面接、実技実施	18, 125						
			面接等の終了状況（全日制）の報告	29			終了後直ちに教育局へ	管内取りまとめ後直ちに学力向上推進課へ		
		16:00まで	追検査受検願の提出（委託追検査受検願を含む）	20, 21 43, 44	中学校へ	高校へ				
3.6	木	12:00まで	追検査受検承認書の交付（委託追検査受検承認書を含む）	20, 21 43, 44		追検査受検者へ	中学校へ			
		12:00まで	委託追検査受検者名簿及び写真の送付	21			委託先へ			
3.7	金		追検査を受検する者の数の報告	29			10:00まで教育局へ	12:00まで学力向上推進課へ		
3.8	土									
3.9	日									
3.10	月	9:00～16:30	有朋高校一般入学者選抜（前期）の出願の受付	90	中学校へ	高校へ				
3.11	火		追検査（学力検査、面接、実技）実施 定時制の追検査（面接）実施	21						
3.12	水									
3.13	木									
3.14	金									
3.15	土									
3.16	日									

- （注） 1 特別の場合の出願変更については、受検可能な範囲で弾力的に対応すること。
2 2月27日（木）の「特別な配慮を必要とする生徒の状況の報告」については、この日までに協議を終了した特別な配慮を必要とする生徒の状況についての最終的な報告であることに留意すること。

期 日	曜 日	時 間	事 項	参 照 頁	報 告 経 路						報 告 様 式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上推進課	北海道教育委員会 公報掲載	
R7.3.17	月	10:00	合格発表	24, 65 84, 125			ウェブ掲載				一般22
			合格者数及び欠員の報告	29, 50			10:00まで 教育局へ	⇒ 13:00まで 学力向上推進課へ			
			合格の通知	24, 65 84, 125			出願者へ				
			受検者の学力検査の成績 (一般・連携型一般) 並びに合格者の受検番号及び氏名の通知	24, 65 84, 125			中学校へ				
		15:30まで	入学意思の有無の報告	24	合格者 中学校へ						
3.18	火	9:00～16:00	↓								
		この日から	学力検査の得点の情報提供の 集中受付期間 (3.25(火)まで (日曜日、土曜日及び休日を 除く。))	27, 28, 125	高校へ		⇒ 受検者等へ				
		9:30まで	入学意思のない者の報告及び 確認	24		高校へ	⇔				
		9:30～16:30	追加合格の通知	24, 125		出願者へ	⇔ 中学校へ				
		16:30まで	追加合格者の入学意思の確認 及び報告	24		追加合格 者に確認	⇔ 高校へ				
3.19	水	9:00	第2次募集人員の発表	25			掲示				一般23
			追加合格者数及び第2次募集 の人員の報告	29, 51			9:30まで 教育局へ	⇒ 11:00まで 学力向上推進課へ			
		16:00まで	追加合格者の入学辞退の連絡	24		私立高校 へ	⇒				
		この日まで	第2次募集人員の発表	25					発表 ウェブ掲載		
			有朋高校一般入学者選抜 (前期) の出願状況の報告	97			15:00まで 教育局へ	⇒ 16:00まで 学力向上推進課へ			
3.20	木										
3.21	金	9:00～16:30	第2次募集の出願の受付	25	中学校へ	⇒ 高校へ					
3.22	土										
3.23	日										
3.24	月	9:00～16:30	↓								
			有朋高校一般入学者選抜 (前期) の作文及び面接実施	91							
3.25	火	この日まで	第2次募集の個人調査書の送付	26		高校へ	⇒				
		15:00まで	学力検査の得点の情報提供の 集中受付期間 (3.18(火)から)	27, 28, 125	高校へ	⇒ 受検者等へ					
3.26	水										
3.27	木		第2次募集の合格者数の報告	29, 52			10:00まで 教育局へ	⇒ 12:00まで 学力向上推進課へ			一般24
		この日まで	第2次募集の合格の通知	26, 27			⇔ 出願者へ				
3.28	金	10:00	有朋高校入学者選抜 (前期) の合格発表 (一般・推薦)	92, 94			ウェブ掲載				
			有朋高校入学者選抜 (前期) の合格者数の報告 (一般・推薦)	97			10:00まで 教育局へ	⇒ 12:00まで 学力向上推進課へ			

期 日	曜 日	時 間	事 項	参 照 頁	報 告 経 路						報 告 様 式
					出願者	中学校	高等学校	教育局	学力向上 推進課	北海道教育 委員会 公報掲載	
R7. 4. 18	金	この日まで	定時制の第2次募集後の入学 者選抜実施	26, 27							
4. 21	月		入学者選抜実施結果状況調査 票の提出	29			この日まで 教育局へ	4.30(水)まで 学力向上推進課へ			
4. 23	水		定時制の第2次募集後の入学 者数の報告	29, 53			10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ			一般25
5. 8	木		有朋高校入学者選抜実施状況 の報告	97			この日まで 教育局へ	5.13(火)まで 学力向上推進課へ			
7. 1	火		有朋高校一般入学者選抜（後 期）募集人員の報告	97			この日まで 教育局へ	7.2(水)まで 学力向上推進課へ			
7月中旬			有朋高校一般入学者選抜（後 期）募集人員の告示							○	
8月			公立高等学校入学者選抜状況 報告書の発行						発行		
8. 22	金	9:00～16:30	有朋高校一般入学者選抜（後 期）の出願の受付	90							
8. 29	金	9:00～12:00	↓								
9. 1	月		有朋高校一般入学者選抜（後 期）の出願状況の報告	97			10:00まで 教育局へ	11:00まで 学力向上推進課へ			
9. 4	木		有朋高校一般入学者選抜（後 期）学力検査等実施	91							
9. 11	木	10:00	有朋高校一般入学者選抜（後 期）の合格発表	92			ウェブ掲載				
			有朋高校一般入学者選抜（後 期）の合格者数の報告	97			10:00まで 教育局へ	13:00まで 学力向上推進課へ			

令和7年度（2025年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項

※ 市町村立高等学校の入学者選抜については、原則として「道立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて実施される。

ただし、「道立高等学校入学者選抜実施要項」によらず、市町村で定めた実施要項により令和7年度（2025年度）入学者選抜を実施する市町村立高等学校の入学者選抜については、「令和7年度（2025年度）市町村立高等学校入学者選抜に関する照会先」（p.130、p.131）に確認すること。

第2 令和7年度（2025年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項

（令和6年（2024年）9月30日教育長決定）

この要項は、令和7年度（2025年度）の道立高等学校の入学者の選抜（推薦による入学者、連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者、北海道有朋高等学校の入学者、専攻科の入学者及び道外からの推薦による出願を受け入れる道立高等学校への入学者の選抜を除く。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募 集 人 員

別に告示するところによる。

2 出 願 資 格

道立の高等学校（以下「高等学校」という。）に出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和7年（2025年）3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和7年（2025年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和7年（2025年）3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【留意事項】

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

3 出 願 で き る 高 等 学 校

出願できる高等学校は、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。）の定めるところによる。

なお、同規則第1条第3項に定める「帰国子女等」とは、帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。）及びこれに準じる者と高等学校長が認める者をいう。

4 出 願 で き る 学 科

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、次の場合は、「第2志望」又は「第3志望」を認める。

(1) 第 2 志 望

2以上の学科を設置している高等学校へ出願において、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科を第2志望とする場合

(2) 第 3 志 望

3以上の学科を設置している高等学校へ出願において、第1志望及び第2志望の学科以外に、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の他の学科への入学を併せて希望する場合

【留意事項】

出願者が普通教育を主とする学科のいずれかの学科を第2志望又は第3志望とした場合において、出願者の保護者（出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）。以下同じ。）の住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用されること。

なお、普通教育を主とする学科とは、普通科、地域探究科及び文理探究科（以下「普通科等」という。）を指す。

5 出 願 の 受 付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年1月20日（月）～令和7年1月23日（木）	9：00～16：30 (23日は12：00までとする。)

ただし、定時制の課程へ出願者で、就職内定証明書を添付できる者は、令和7年（2025年）2月27日（木）までとする。

6 出 願 の 手 続

(1) 出 願 者 の 手 続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、令和7年（2025年）3月31日に満18歳以上の者（平成19年（2007年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～オの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

- 1 成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和6年（2024年）12月6日（金）～令和7年（2025年）1月23日（木）

【留意事項】

1 入学願書の作成

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和7年度道立高等学校入学者選拔出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」を参照すること。

なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。

2 入学願書の入力等

(1) 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。

(2) 入学願書の「出願学科」の欄の入力に当たっては、2以上の学科が設置されている学校において第2志望又は第3志望を希望しない場合は、「第2志望」は「－（第2志望なし）」を選択し、「第3志望」は「－（第3志望なし）」を選択すること。

(3) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。

(4) 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に入力すること。

(5) 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、申請システムの「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」で「有」を選択すること。

イ 写真台紙（ウェブ申請用）（別記様式1）

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を貼り付けること。

ウ 住民票の写し

出願後において出願先の高等学校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和7年（2025年）1月以降に交付を受けた住民票の写し（個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。）を提出すること。

エ 隣接学区等就学承認通知書

全日制の課程の普通科等の出願者で、通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号の規定により出願する者は、同条第3項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

【留意事項】

あらかじめ、隣接学区等就学承認申請書を、令和6年（2024年）12月6日（金）正午までに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出し承認を受けること。この場合において、高等学校長の承認又は不承認の通知は、令和6年（2024年）12月13日（金）までに行うこと。

なお、高等学校長は、不承認の通知をする場合にあっては、不承認とする理由を具体的に記載した書面を隣接学区等就学不承認通知書に添付すること。

オ 個人調査書

成人の出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）のうち、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

(2) 中学校長の手続

ア 入学願書（ウェブ申請用）及び出願者一覧表

高等学校長に出願者の入学願書（ウェブ申請用）を送付するときは、中学校長は、出願者一覧表（別記様式2）を添付すること。

【留意事項】

- 1 収入証紙は、同一高等学校への出願者分について一括して貼り付けることができること。
- 2 出願書類を高等学校長に郵送する場合には、封筒の表面に「入学願書」と朱書し、一般書留速達又は簡易書留速達により期限までに必着するよう送付すること。
- 3 出願者一覧表用紙は、中学校において作成すること。
- 4 受検に際し、特別な配慮を必要とする者については、出願者一覧表の備考欄に明記すること。

イ 個人調査書

中学校長は、令和7年（2025年）2月13日（木）から2月18日（火）正午までに、高等学校長に個人調査書（別記様式3）を送付すること。

なお、中学校卒業後5年を経過した出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）については、個人調査書の作成を要しない。

【留意事項】

- 1 個人調査書用紙は、中学校において作成すること。
- 2 中学校長は、中学校生徒指導要録に基づいて厳正に作成すること。
- 3 校内に「個人調査書審査委員会」を設置するなどして、点検、保管、発送などの事務を公正かつ的確に行うこと。
- 4 個人調査書への受検番号の記入について、離島等でやむを得ない事情により令和7年（2025年）2月18日（火）正午までに到着できないと見込まれる場合は、未記入のまま提出することができること。
- 5 個人調査書の記載については、この要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」（36ページ）によること。

(3) 高等学校長の手続

ア 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（別記様式4）を当該中学校長に交付すること。

イ 受検票

高等学校長は、受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。交付期間は、令和7年（2025年）2月4日（火）から2月13日（木）までとする。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

ウ 入学願書受付簿

高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（別記様式5）に記入すること。

7 出 願 状 況 の 発 表

令和7年（2025年）1月23日（木）正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	1月27日（月）	10：00	学力向上推進課ウェブページ

8 出 願 変 更

(1) 一 般 の 場 合

ア 出願者は、当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科、又は他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

【留意事項】

出願者が普通科等に出願を変更する場合に出願者の保護者の住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

イ 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年1月28日（火）～令和7年2月3日（月） （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～16：30 （3日は16：00までとする。）

ウ 出願者の手続

出願を変更しようとする出願者は、出願変更願（別記様式6）を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

一般要項

エ 高等学校長の手続

(ア) 出願変更承認書

当初出願を受け付けた高等学校長は、中学校長又は成人の出願者から出願変更願の提出があった場合、出願者に対し、出願変更承認書（別記様式 7）を交付すること。

(イ) 出願変更通知書及び出願書類

当初出願を受け付けた高等学校長は、出願変更先の高等学校長に対し、令和 7 年（2025 年）2 月 7 日（金）までに「出願変更通知書（別記様式 8）」、出願変更願の写し及びその出願者の出願書類を送付すること。

なお、当初出願を受け付けた高等学校長は、速やかに出願変更先の高等学校長に対し、出願変更の状況を電話等により連絡すること。

(ウ) 受検票

出願変更先の高等学校長は、出願者に対し、令和 7 年（2025 年）2 月 13 日（木）までに受検票を交付すること。

オ 出願変更状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

(ア) 中間発表

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	1 月 30 日（木）	16 : 30	各 高 等 学 校
全 道（発表）		当日中	学力向上推進課ウェブページ

(イ) 最終発表

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	2 月 12 日（水）	10 : 00	学力向上推進課ウェブページ

【留意事項】

- 1 中間発表は、別記様式 21 の 2 の「倍率 $\frac{(E)}{(A)}$ 」の欄までとする。
- 2 中間発表については、令和 7 年（2025 年）1 月 30 日（木）正午現在の数とする。

(2) 特 別 の 場 合

ア 全日制の課程の場合

(ア) 出願後において、普通科等の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所が当初出願した学区と異なる学区となる場合は、新住所の存する学区内の全日制の課程の普通科等又は新住所の存する地域の通学可能な高等学校の全日制の課程の普通科等以外の学科に出願を変更することができる。

【留意事項】

- 1 全日制の課程の出願者のうち、保護者の転勤（内定）等に伴い令和 7 年（2025 年）4 月 7 日（月）までに保護者の住所の移転が確実に見込まれる場合にも、出願を変更することができる。この場合、転勤（内定）証明書等その事情を証明する書類を添付すること。
- 2 出願を変更しない場合は、通学区域規則第 3 条又は第 4 条の適用を受ける。

- (イ) 出願後において、普通科等以外の学科の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所の存する地域の通学可能な高等学校に出願しようとする場合は、全日制の課程の学科に出願を変更することができる。ただし、全日制の課程の普通科等に出願を変更しようとする場合は、保護者の住所の移転に伴い、新住所の存する学区が移転前の住所の存する学区と異なる場合に限る。

【留意事項】

普通科等に出願を変更する場合に出願者の保護者の新住所が通学区域規則第2条に定める通学区域に存しないときは、同規則第3条又は第4条の規定が適用される。

- (ウ) 出願後において、特別の事情がある場合は、定時制の課程に出願を変更することができる。

イ 定時制の課程の場合

出願後において、出願者の就職の決定（内定を含む。）又は保護者の住所の移転に伴い、他の高等学校の定時制の課程に出願を変更しようとする場合は、出願する学科を変更することができる。

ウ 特別の場合の出願変更は、選抜の実施に支障のない限り、これを認めることができる。

エ 特別の場合の出願変更の手続は、一般の場合の出願変更の手続に準じて行うものとし、この場合において、出願変更願を受けた高等学校長は、変更先の高等学校長と協議するものとする。

【留意事項】

当初市立札幌大通高等学校に出願した出願者が出願を変更した場合は、出願者のいる中学校長は、変更先の高等学校長に個人調査書を送付すること。

【留意事項】

1 出願変更に伴う入学願書その他の出願書類の取扱いについては、次による。

(1) 道立高等学校間における場合

当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。

ア 入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書する。

イ 全ての出願書類を出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。

ウ 入学願書受付簿の備考欄に回付の理由、回付の年月日等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。

エ 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。

(2) 道立高等学校から市町村立高等学校への場合

ア 出願者は、新たに作成する入学願書及び当初出願した高等学校長から交付を受けた出願変更承認書を中学校長を経由して変更先の高等学校長に提出すること。この際、新たに提出する入学願書は、「6 出願の手続」の(1)のア（札幌市立高等学校への出願変更の場合は、札幌市所定の方法）により作成し、入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。ただし、成人の出願者が書類を提出する場合には、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

- イ 当初の出願先の高等学校長は、次の手続をすること。
- (7) 既に提出された入学願書及び受検票を留め置き、その他の書類は、出願変更通知書とともに、変更先の高等学校長に送付する。
- (4) 入学願書受付簿の備考欄に必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数から除く。
- (7) 中学校長又は成人の出願者に対し、当該出願者についての出願書類等を変更先の高等学校長に送付した旨を通知する。
- (3) 市町村立高等学校から道立高等学校への場合
- ア 出願者は、前記(2)のイに準じて手続をすること。この際、新たに提出する入学願書の備考欄に「出願変更」と朱書するとともに、当初出願した学校、課程及び学科を同じく朱書すること。
- イ 当初の出願先の高等学校長は、前記(2)のイに準じて手続をすること。
- (4) 変更先の高等学校においては、次の手続をすること。
- ア 入学願書受付簿の備考欄に回付された理由等必要事項を記入し、当該出願者を出願者総数に算入する。
- イ 前記(1)の場合、入学願書、写真台紙及び受検票の受検番号欄の()内並びに写真台紙及び受検票の高等学校及び学科の欄の(※)内に必要事項を記入する。この場合、当初出願の高等学校、課程、学科及び受検番号は、消去する。
- 2 出願変更に伴う入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」(昭和59年(1984年)12月1日付け教高第1171号教育長通達)(183ページ)を参照すること。

9 学 力 検 査

(1) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、実施しないこととする。

【留意事項】

問題用紙等の送付及び保管

- 1 学力検査の問題用紙等は、各高等学校長あて、直接、書留小包等により送付する。送付期日、部数等については、別に通知する。
- 2 小包は、数個に分かれている場合があるので、別に通知する明細書と照合の上、異常の有無を学校教育局学力向上推進課長に北海道電子自治体共同システムによる簡易申請システム等により報告するとともに、厳重に保管すること。
- 3 「8 出願変更」、「12 委託受検」又は道外からの出願等により、送付を受けた問題用紙等に不足を生じたときは、その内訳を明確にし、学校教育局学力向上推進課長に、不足数を電話により請求すること。

(2) 検査期日及び検査時間

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和7年（2025年）3月4日（火）とする。

イ 検査時間

検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9:20 } 10:15	10:35 } 11:30	11:50 } 12:45	13:35 } 14:30	14:50 } 15:45
教科	第1部 国語	第2部 数学	第3部 社会	第4部 理科	第5部 英語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

ウ 解答に要する時間は各50分とし、検査時間の冒頭5分間で受検者に対する注意、問題用紙等の配付を終えること。

【留意事項】

1 問題用紙及び解答用紙

(1) 問題用紙及び解答用紙を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和7年度 第○部 (教科)	
問題用紙	各○○部入り
解答用紙	
注意事項 開封は、検査室において行うこと。	

(2) 封筒は、教科別に5種類である。ただし、第5部の英語の聞き取りテストの放送台本は別の封筒としている。

(3) 各教科の封筒には、問題用紙と解答用紙が、同じ部数入れてある。

(4) 正誤表を別に送付する場合もあるので、その場合は、訂正をすること。

(5) 開封は、当該教科の検査時間の直前に検査室において行うこと。

2 正答表

正答表を入れた封筒の表書は、次のとおりである。

令和7年度 第○部 (教科)	
正答表	○部入り
注意事項 当該教科の検査終了まで厳重に保管すること。	

(3) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも100点とする。

(4) 出題の方針

学力検査は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての教科で、基礎的・基本的な知識及び技能とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく出題する。

なお、北方領土に関する内容を出題することとする。

(5) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

【留意事項】

1 受検場の設営

- (1) 解答に示唆を与えるような教室・廊下等の掲示物は、あらかじめ撤去しておくこと。
- (2) 廊下等に標識を付けて、受検者の便宜を図ること。

2 学力検査の実施

- (1) 検査終了に際しては、問題用紙を回収せず、解答用紙のみを提出させること。
- (2) 解答用紙に出願先学校名、受検番号及び出身学校名を必ず記入するよう受検者に注意すること。
- (3) 必要に応じて受検者を早めに登校させ、検査の開始に先立って、受検についての注意を与えること。
- (4) 突発的な事故等により検査時間を変更する場合には、所轄の教育局長及び学校教育局学力向上推進課長に電話で連絡し、指示を受けること。
- (5) 検査開始時刻に遅れて登校又は入室した者については、支障のない限り受検させること。
- (6) 検査時間の終了までは、受検者を退室させないこと。
- (7) 身体の不調等のため、他の受検者と同じ状態で検査を受けることのできない者については、適切に検査を受けられるよう配慮すること。

3 答案の保管

学力検査の答案は厳重に保管すること。

4 問題等の公表

各教科の検査終了後、問題用紙及び正答表を外部に配布すること、又は校内等に掲示することは差し支えない。

10 面 接 等

(1) 全日制の課程に係る面接

ア 高等学校長は、出願者の全員又は過年度卒業の出願者の全員について面接を行うことができる。

【留意事項】

アにおける出願者の全員とは大学科ごとの出願者の全員をいう。
なお、この要項における大学科とは、普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科を指す。

イ 令和7年（2025年）3月5日（水）に行うこと。ただし、これにより難しい場合は前日の学力検査終了後に行うことができる。

(2) 全日制の課程に係る実技

ア 高等学校長は、学科ごとに出願者の全員（第2志望の者を含む。）について、実技を行うことができる。

イ 令和7年（2025年）3月5日（水）に行うこと。

【留意事項】

体育に関する学科の出願者で、実技に関わり怪我・健康に不安がある場合や、医師の指示等がある場合で、実技を行うことができないときは、中学校長を経由して出願先の高等学校長に報告すること（成人の出願者は、直接出願先の高等学校長に報告すること。）。

(3) 定時制の課程に係る面接

ア 出願者の全員について行うものとする。

イ 令和7年（2025年）3月4日（火）に行うこと。

【留意事項】

面接等を特別の事情により所定の日時に受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる（成人の出願者は、直接出願先の高等学校長に申し出ること。）。

11 学 力 検 査 及 び 面 接 等 の 会 場

(1) 学力検査の受検場及び面接等の会場

学力検査の受検場及び面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(2) 保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者の場合

保護者の住所が羽幌町大字焼尻に存する出願者のうち、出願先の高等学校で受検することが著しく困難な者は、次の手続により羽幌町焼尻総合研修センター（以下「特設受検場」という。）で受検することができる。

【留意事項】

羽幌町大字焼尻所在の中学校長は、特設受検場における受検の希望者を調査し、令和7年（2025年）1月20日（月）までに留萌教育局長に連絡すること。

ア 特設受検場において受検を希望する者は、特設受検場受検願（別記様式9）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

一般要項

イ 特設受検場受検願の受付日は、令和7年（2025年）1月23日（木）及び1月24日（金）とする。

ウ 出願先の高等学校長は、令和7年（2025年）1月29日（水）までに特設受検場受検承認書（別記様式10）を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

【留意事項】

推薦入学者選抜において合格内定とならなかった者が、再出願する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 特設受検場受検願の受付日は、令和7年（2025年）2月19日（水）とする。
- 2 出願先の高等学校長は、令和7年（2025年）2月26日（水）までに特設受検場受検承認書を中学校長を経由して、特設受検場で受検を希望する者に交付すること。

エ 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を令和7年（2025年）2月26日（水）正午までに留萌教育局長に送付すること。

オ 留萌教育局長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。

カ 特設受検場で受検する者は、学力検査の当日、特設受検場受検承認書を提示して受検すること。

【留意事項】

留萌教育局長は、特設受検場での受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

12 委 託 受 検

離島及び5級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願を変更した出願者のうち、出願先の高等学校で学力検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において学力検査を受検すること（以下「委託受検」という。）ができる。

- (1) 委託受検を希望する者は、委託受検願（別記様式11）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。
- (2) 委託受検願の受付日は、令和7年（2025年）1月23日（木）及び1月24日（金）とする。ただし、「8 出願変更」の(2)に定める「特別の場合」の出願変更等をした出願者については、選抜事務に支障のない限り、この受付日以後においても受け付けることができる。
- (3) 出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、令和7年（2025年）1月29日（水）までに委託受検承認書（別記様式12）を中学校長を経由して、委託受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。
- (4) 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、令和7年（2025年）2月26日（水）正午までに委託先の高等学校長に送付すること。
- (5) 委託先の高等学校長は、学力検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。
- (6) 委託受検をする者は、学力検査の当日、委託受検承認書を提示して受検すること。

【留意事項】

委託先の高等学校長は、委託受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

13 追 検 査

(1) 対 象 者

一般入学者選抜に出願し、学力検査（定時制の課程における面接を含む。以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出 願 の 手 続

ア 中学校長は、本検査を受検できない者（過年度卒業生のうち中学校長を経由して出願した者を含む。）が確認された場合は、追検査の受検の希望の有無を確認の上、当該出願者の中学校名、受検番号及び氏名を出願先の高等学校長へ電話等により速やかに連絡すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

【留意事項】

高等学校長は、中学校長から追検査の受検を希望する旨の連絡があった場合は、終了時点受検者数とともに所轄の教育局に報告すること。

イ 出願者は、令和7年（2025年）3月5日（水）午後4時までに追検査受検願（別記様式13）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

- 1 中学校長は、やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前にファックス等で追検査受検願の写しを出願先の高等学校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。
- 2 中学校長は、受検に際し、新たに特別な配慮を必要とする場合には、速やかにその旨を出願先の高等学校長へ電話等により連絡すること。

ウ 追検査受検願の提出を受けた高等学校長は、令和7年（2025年）3月6日（木）正午までに追検査受検承認書（別記様式14）を中学校長を経由して当該出願者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

【留意事項】

高等学校長は、追検査の受検を承認する旨を、速やかに中学校長に電話により連絡すること。

(3) 学力検査の実施

全日制の課程については、学力検査を実施することとし、定時制の課程については、実施しないこととする。ただし、追検査の問題は本検査の問題と異なるものとする。

ア 検査期日

学力検査の期日は、令和7年（2025年）3月11日（火）とする。

イ 学力検査の受検場

学力検査の受検場は、原則として、出願先の高等学校とする。

ウ 実施内容

「9 学力検査」の(2)イ及びウによる。

エ 検査教科及び配点

「9 学力検査」の(3)による。

オ 出題の方針

「9 学力検査」の(4)による。

カ 受検者の持参すべきもの

「9 学力検査」の(5)に加え、追検査受検承認書を持参すること。

(4) 面接等の実施

ア 全日制の課程に係る面接、実技

高等学校長は、本検査で面接、実技を行った場合は、学力検査終了後に行うこと。ただし、これにより難しい場合は令和7年（2025年）3月12日（水）又は3月13日（木）に行うことができる。

イ 定時制の課程に係る面接

令和7年（2025年）3月11日（火）に行うこと。

(5) 委託追検査受検

離島及び5級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願を変更した出願者のうち、出願先の高等学校で追検査を受検することが著しく困難な者は、次の手続により他の高等学校において追検査を受検すること（以下「委託追検査受検」という。）ができる。

ア 委託追検査受検を希望する者は、令和7年（2025年）3月5日（水）午後4時までに委託追検査受検願（別記様式15）を中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、事前にファックス等で委託追検査受検願の写しを出願先の高等学校長に送付するとともに、速やかに原本を提出すること。

イ 出願先の高等学校長は、委託先の高等学校長の同意を得て、令和7年（2025年）3月6日（木）正午までに委託追検査受検承認書（別記様式16）を中学校長を経由して、委託追検査受検を希望する者に交付すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付すること。

ウ 出願先の高等学校長は、受検者名簿及び写真を、令和7年（2025年）3月6日（木）正午までに委託先の高等学校長に送付すること。

- エ 委託先の高等学校長は、追検査実施後、受検者名簿に受検の有無を記入の上、答案及び写真とともに出願先の高等学校長に速やかに送付すること。
- オ 委託追検査受検をする者は、追検査の当日、委託追検査受検承認書を提示して受検すること。

【留意事項】

委託先の高等学校長は、委託追検査受検者に欠席や身体の不調等があったときは、速やかに出願先の高等学校長に電話により通知すること。

14 入 学 者 の 選 抜

高等学校長は、入学者の選抜に当たっては、本検査と追検査の成績は同等に扱い、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜することとし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

また、次の事項に留意し、校内に「入学者選抜委員会」を設けるなどして、選抜事務を公正かつ的確に実施すること。

(1) 全日制の課程に係る選抜

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書（中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。）

(イ) 学力検査の成績

特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を行うことができる。

傾斜配点を行う教科は1～3教科、得点の倍率は1.5～2倍とする。

(ウ) 面接、実技を行った場合は、その結果

イ 特別の事情により、上記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

ウ 入学者の選抜に当たっては、次に示す方法で、合格者を決定すること。

(ア) 募集人員の70%程度については、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績を同等に取り扱い、選抜を行うこと。

(イ) 募集人員の15%程度については、個人調査書の内容等を重視して、選抜を行うこと。

(ウ) 募集人員の15%程度については、学力検査の成績を重視して、選抜を行うこと。

【留意事項】

1 ウの(ア)において、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績とを同等に取り扱うことについては、次により作成した相関表を用いて、その適正を図ること。

なお、学力検査において傾斜配点を行った場合は、総得点を500点満点に換算した上で（小数第1位を四捨五入する。）相関表を用いること。

(1) 各教科の評定の記録については、個人調査書の「評定の合計」の欄のウの数字を用い、学力検査の成績については、各教科の得点の合計を用いる。

(2) 相関表は、次のように各教科の評定の記録を縦に、学力検査の成績を横にとって作成する。

相 関 表		1	2	3
	学力検査の成績 各教科の評定の記録	500 }	480 }	460 }
		481	461	441
A	315～296			
B	295～276			
C	275～256			

注1 各教科の評定の記録は、20点ごとに区切り、上から「A」、「B」、「C」……の段階とする。ただし、最終の段階「M」は、75点以下とする。

注2 学力検査の成績は、20点ごとに区切り、左から「1」、「2」、「3」……の段階とする。ただし、最終の段階「25」は、20点以下とする。

注3 推薦入学者選抜による合格内定者は除いて作成する。

2 選抜の手順については、次により行うこと。

(1) ウの(ア)による選抜を最初に行うこと。

(2) ウの(ア)において合格とならなかった者を対象に、ウの(イ)、(ウ)の方法により選抜を行うこと。選抜に当たっては、受検者の学力検査の成績に0.63を乗じ、満点を315点に換算した上で選抜すること。なお、ウの(イ)、(ウ)の方法による選抜の順序については、高等学校長の判断によること。

3 ウの(イ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率や個人調査書の「各教科の評定」以外の記録で重視する項目や実技など重視する内容は各学校で定めること。

4 ウの(ウ)の方法による選抜においては、個人調査書の「各教科の評定」の記録と学力検査の成績の重視の比率は各学校で定めること。

5 採点

(1) 採点は、「正答表」によって正確に行うこと。

(2) 解答について疑問が生じた場合は、校内で協議し、全ての答案について同じ基準で採点に当たること。

エ 出願学科について、第1志望のほか第2志望があるときは、できるだけ第1志望を優先して、選抜を行うこと。

オ 第3志望については、当該学科の合格者が募集人員に達しない場合に入学選抜の対象とし、当該学科へ入学させるよう配慮すること。

(2) 定時制の課程に係る選抜

ア 次に示す資料を総合的に評価して行うこと。

(ア) 個人調査書（中学校卒業後 5 年を経過した出願者を除く。）

(イ) 面接の結果

イ 特別の事情により、前記アの資料の一部が欠ける場合は、高等学校長の判断によること。

15 合 格 発 表

高等学校長は、令和 7 年（2025 年）3 月 17 日（月）午前 10 時に合格者の受検番号を発表（当該高等学校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者についての学力検査の成績並びに合格者の受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

16 合 格 者 の 追 加

(1) 高等学校長は、合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行うこと。

(2) 追加した合格者への通知は、令和 7 年（2025 年）3 月 18 日（火）に行うものとする。

【留意事項】

1 入学意思の確認

(1) 中学校長は、合格者に対し、令和 7 年（2025 年）3 月 17 日（月）午後 3 時 30 分までに確実な方法により入学意思の有無を報告させること。

(2) 中学校長は、令和 7 年（2025 年）3 月 18 日（火）午前 9 時 30 分までに、入学意思のないことが確認された合格者の氏名を当該高等学校長に報告すること（あらかじめ電話等により通知しておくこと。）。

(3) 高等学校長は、当該中学校長から入学意思のない合格者の氏名の報告を受けたときは、当該中学校長に対し、速やかにその氏名を電話等により確認すること。

2 追加合格

(1) 高等学校長は、合格者の追加を行う場合には、入学意思の確認が済み次第、令和 7 年（2025 年）3 月 18 日（火）午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までにその合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行うこと（中学校長に対し、あらかじめ電話等により通知しておくこと。）。

(2) 高等学校長から合格者の追加について通知を受けた中学校長は、当該合格者の入学意思を確認の上、令和 7 年（2025 年）3 月 18 日（火）午後 4 時 30 分までに高等学校長に報告すること。

なお、その合格者が私立高等学校に併願している場合であって、公立高等学校に入学する意思を有するときは、令和 7 年（2025 年）3 月 19 日（水）午後 4 時までに当該私立高等学校長に対しその旨を連絡すること。

17 第 2 次 募 集

(1) 第2次募集を行う場合

- ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。
- イ 合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 募集人員の発表

区 分	期 日	時 間	場 所
高等学校（掲示）	3月19日（水）	9：00	各 高 等 学 校
全 道（発表）	3月19日（水）	当日中	学力向上推進課ウェブページ

【留意事項】

第2次募集の募集人員の発表内容は、課程、学科名及び第2次募集人員とする。

(3) 出 願 資 格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。ただし、次の者の出願は認めない。

- ア 当初の入学者選抜において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）
- イ 推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確約書を提出しなかった者

(4) 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、「3 出願できる高等学校」に定めるところによる。

(5) 出 願 の 受 付

第2次募集による出願の受付期間及び受付時間は、全日制及び定時制ともに次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年3月21日（金）～令和7年3月24日（月） （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～16：30

(6) 出 願 の 手 続

- ア 出願者は、受検（出願）証明書交付願（別記様式17）を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること（当初の入学者選抜において出願しなかった者を除く。）
- イ 受検（出願）証明書交付願の提出を受けた高等学校長は、受検（出願）証明書（別記様式18）を当該出願者に交付するとともに、速やかにその者の学力検査成績証明書（別記様式19）を出願先の高等学校長に送付すること。

【留意事項】

当初の入学者選抜（本検査及び追検査）において学力検査を受けなかった者又は定時制の課程に出願した者については、受検（出願）証明書交付願及び受検（出願）証明書の手続のみを行うこととし、学力検査成績証明書の送付は要しないこと。

ウ 出願者は、入学願書（手書き用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））その他必要書類を受検（出願）証明書（当初の入学者選抜において出願しなかった場合を除く。）とともに、中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

第2次募集の出願に当たっては、出願者本人が学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードし印刷した上で、必要事項を記入すること。

エ さきに受検した高等学校の他の課程又は学科に出願する出願者については、入学願書のみを中学校長を経由して、当該高等学校長に提出すること。

オ 上記ア、ウ及びエにおいて、成人の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接当該高等学校長に提出すること。

カ 中学校長は、「6 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、令和7年（2025年）3月25日（火）までに出願先の高等学校長に送付すること。

なお、当初の入学者選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

キ 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、出願者に受検票を交付すること。

【留意事項】

1 第2次募集に出願する場合には、入学願書の備考欄に連絡先の電話番号を記入すること。

2 第2次募集に出願する者は、当該出願時に入学検定料を納付することとなるので、留意すること。

(7) 入 学 者 の 選 抜

入学者の選抜については、「14 入学者の選抜」に定めるところによる。

なお、全日制の課程において、学力検査成績証明書を欠く場合は、作文のほか必要により面接等を行い、その結果を選抜のための資料とすること。

(8) 合 格 発 表

高等学校長は、令和7年（2025年）3月27日（木）までに合格者に通知すること。

(9) 定時制の課程における第2次募集終了後の対応

ア 第2次募集終了後の選抜

定時制の課程において、第2次募集を行ってもなお合格者の数が募集人員を満たしていない状況で、かつ学校長が認めた場合、第2次募集終了後の選抜を行うことができる。

イ 出願資格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。

ウ 出願の受付

第2次募集終了後の選抜による出願の受付期間は、令和7年（2025年）4月18日（金）までとする。

エ 出願の手続

出願の手続は、「17 第2次募集」の(6)のア～オ及びキと同様とすること。また、中学校長は、「6 出願の手続」の(2)のイに定める書類を、出願先の高等学校長が求める日までに提出すること。

オ 入学者の選抜

入学者の選抜については、「14 入学者の選抜」の(2)に定めるところによる。

カ 合格発表

高等学校長は、選抜後速やかに合格者に通知すること。

【留意事項】

高等学校長は、合格発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者のうち合格者についてその氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

18 道外からの出願者の手続

(1) 出願できる場合

ア 保護者の住所が道外に存する場合で、令和7年（2025年）4月7日（月）までに道内に住所を移転することが確実なとき。

イ 出願先の高等学校長が、特別の事情があると認めたとき。

(2) 出願の期日

出願の受付は、令和7年（2025年）2月27日（木）までとする。

(3) 出願の手続

出願の手続は、「6 出願の手続」の項目によるほか、出願事情説明書（別記様式20）を提出すること。ただし、個人調査書については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

19 学力検査の得点の情報提供

高等学校長は、受検者の求めに応じて学力検査の合計得点及びその教科別得点を情報提供できる。

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）（以下「受検者等」という。）とする。

(2) 情報提供場所

出願した高等学校とする。

(3) 情報提供の方法

情報提供するために別に作成した成績一覧表において、他の受検者の結果が記録されている部分を紙等で覆うことにより、又は出願者ごとに作成した成績単票により閲覧に供する。

(4) 情報提供の期間

令和7年（2025年）3月18日（火）から令和12年（2030年）3月31日（日）までとする。

(5) 情報提供の集中受付期間

(4)に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とし、各高等学校においては受付窓口を設置するなどして対応すること。なお、各高等学校長は必要に応じ、集中受付日を別途設定することができる。

集 中 受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年3月18日（火）～令和7年3月25日（火） （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	9：00～15：00

【留意事項】

1 受検者等の確認方法

- (1) 高等学校長は、受検票、身分証明書等により、受検者本人であることを確認すること。
- (2) 本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第3項に掲げる書類（戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類）により確認すること。また、運転免許証等の本人確認書類により、代理人本人であることを確認すること。

2 その他

受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に出願した高等学校に連絡すること。連絡を受けた高等学校長は、受検者等の希望を踏まえ、情報提供を行う日程等を決定すること。

20 北海道教育委員会への報告

区分	番号	報告事項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
				時間	方法	時間	方法	
学力検査日前	1	面接、実技の実施	11月6日(水)	この日まで	電話又はN.S.	11月13日(水)まで	N.S.	別記様式27
	2	出願状況	1月24日(金)	10:00まで	同上	13:00まで	同上	別記様式21
	3	出願変更の状況(中間)	1月30日(木)	13:30まで	同上	15:00まで	同上	別記様式21の2
	4	出願変更後の出願状況	2月5日(水)	11:00まで	同上	2月6日(木)10:00まで	同上	別記様式21の2
	5	検査問題用紙等の到着状況及び保管	到着後	直ちに	簡易申請システム			受領個数、こん包の異常の有無等
	6	再出願後の出願状況	2月26日(水)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式21の2
	7	特別な配慮を必要とする生徒の状況	2月27日(木)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式26
	8	関係機関への警備の要請の状況及び校内点検状況	3月3日(月)	16:30まで	同上	17:15まで	電話	警備依頼先、校内の異常の有無
学力検査日	9	検査当日の交通及び天候状況	3月4日(火)	5:30まで	同上	6:00まで	同上	交通障害の有無、天候の状況等
	10	検査開始後の状況		開始直後	同上	管内取りまとめ後直ちに 10:30まで	同上 N.S.	1 開始の異常の有無 2 本検査受検者数(他校に委託した受検者を含む。) 3 本検査欠席者数(出願の取消しの申出があった場合は欠席として取り扱う。)
	11	事故発生とその対応状況(検査の遂行に支障のある場合に限る。)		その都度直ちに	電話	直ちに	電話	緊急措置の内容等
	12	学力検査終了状況		終了後直ちに	電話又はN.S.	管内取りまとめ後直ちに	N.S.	終了時刻、検査状況等
	13	面接等の終了状況		同上	同上	同上	同上	同上
	14	特別な配慮を必要とする生徒の状況		同上	同上	同上	同上	特別な配慮を必要とする生徒の状況
	15	追検査の受検を希望する者の状況及び数		同上	同上	同上	同上	追検査受検希望者数(終了時点受検者数とともに報告する。)
学力検査日後	16	面接等の終了状況(全日制)	3月5日(水)	同上	同上	同上	同上	終了時刻、検査状況等
	17	追検査を受検する者の数	3月7日(金)	10:00まで	電話	12:00まで	C.S.	別途指示
	18	合格者数及び欠員	3月17日(月)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式22
	19	追加合格者数及び第2次募集の人員	3月19日(水)	9:30まで	同上	11:00まで	同上	別記様式23
	20	第2次募集の合格者数	3月27日(木)	10:00まで	同上	12:00まで	同上	別記様式24
	21	入学者選抜実施結果状況調査票	4月21日(月)	この日まで	文書又はN.S.	4月30日(水)まで	文書又はN.S.	別途指示
	22	定時制の第2次募集後の入学者数	4月23日(水)	10:00まで	電話又はN.S.	13:00まで	N.S.	別記様式25

※ C.S. は、北海道行政情報コミュニケーションシステムのことである。

※ N.S. は、入学者選抜報告システムのことである。

※ 簡易申請システムは、北海道電子自治体共同システムによる簡易申請システムのことである。

21 そ の 他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (3) この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願変更における当初の出願先の高等学校長から変更先の高等学校長へ出願書類の送付
- 2 委託受検及び委託追検査受検における出願先の高等学校長から委託先の高等学校長への受検者名簿及び写真の送付並びに委託先の高等学校長から出願先の高等学校長への答案及び写真の送付
- 3 第2次募集における学力検査成績証明書の、さきに受検した高等学校長から出願先の高等学校長への送付

参考 北海道立高等学校学則別記第 3 号様式

					※受検番号		()				
					収入証紙						
※道立高等学校への出願者のみ、収入証紙を貼り付けること。市町村立高等学校に出願する場合は、各学校の指示に従い、入学検定料を納付してください。											
入学願書											
年 月 日											
様											
出 願 者 署 名											
保護者等署名											
貴校に入学したいので、許可してください。											
出願課程				出願学科		第 1 志望		第 2 志望		第 3 志望	
出 願 者	ふりがな 氏 名					保 護 者 等	ふりがな 氏 名				
	現 住 所						現 住 所				
	出身(在籍) 中 学 校						電 話		番		
	中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日						出 願 者 との関係				
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無											
全日制の課程の 普通教育を主と する学科へ就学 するときの区分											
備 考											

記入上の注意
「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄については、自署とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

[illegible]

用紙の大きさは、日本産業規格JIS X 618に規定されている。用紙の大きさを示すものである。

写 真 台 紙

※受検番号 ()

ふ り が な 出 願 者 氏 名		写真を貼る位置 (写真は縦 7 センチメートル、横 5 センチメートル、 出願前 6 か月以内に 上半身を正面から撮 影したもの)
出身(在籍)中学校		
出 願 す る 学 校 高 等 学 校	(※ 高等学校)	
出 願 課 程		
出 願 学 科	(※ 科)	

(注) 1 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

令和 7 年度 (2025年度) 受検票

※受検番号 ()

学力検査実施校における検査時間等

出願者氏名		3月4日(火) 検査時間 受検場入室 8:40まで 第1部 国語 9:20~10:15 第2部 数学 10:35~11:30 第3部 社会 11:50~12:45 第4部 理科 13:35~14:30 第5部 英語 14:50~15:45 持参品 ア 受検票 イ 鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規(分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り なお、計算機(時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話(スマートフォンを含む。)、辞書機能付時計、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。)等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。 ウ 上履き及び昼食
出身(在籍)中学校		
出願する高等学校	(※ 高等学校)	
出願課程		
出願学科	(※ 科)	

(注) 1 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

(注) 学力検査を実施しない選抜を行う場合については、別途連絡する。

(一般・推薦・連携型) 出願者一覧表

出 願 先	北海道 高等学校		学 校 名	中学校 校長名		所 在 地	□□□-□□□□ (電話)		
番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備 考	番号	課程 学科	出願者氏名	性別	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
				男		女		計	
(一般・推薦・連携型) 出願者数				人		人		人	

- (注) 1 課程別に作成し、一般出願、推薦出願及び連携型出願を別葉にすること。
 2 一般、推薦及び連携型のいずれかを○で囲むこと。
 3 「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者については、備考欄に「道外」と記入すること。
 4 受検に際し、特別な配慮を必要とする者については、備考欄に「配慮有」と記入すること。

個人調査書

受検番号	
------	--

出 願 先 高 等 学 校		北 海 道		高等学校		全 日 制 課 程						
1 学 籍 の 記 録	学 校 名 及 び 所 在 地											
	ふ り が な 氏 名	平成 年 月 日生（性別 ）			卒業年月	平成 年 月 卒業見込						
	備考（転学の記録など）											
2 各 教 科 の 学 習 の 記 録	評 定				5 第3学年の行動の記録	基本的な生活習慣			思いやり・協力			
	教科 \ 学年		1	2		3	健康・体力の向上			生命尊重・自然愛護		
	国 語						自主・自律			勤労・奉仕		
	社 会						責任感			公正・公平		
	数 学						創意工夫			公共心・公德心		
	理 科					6 総合所見及び指導上参考となる諸事項						
	音 楽											
	美 術											
	保 健 体 育											
	技 術 ・ 家 庭											
	外 国 語											
	評 定 の 合 計	㊦										
		㊧										
㊨												
3 総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録	第1学年				7 出 欠 の 記 録	項目 \ 学年	出席しなければ ならない日数	欠席日数	欠席の主な理由			
	第2学年					1						
	第3学年					2						
						3						
					備 考							
4 特 別 活 動 の 記 録	第1学年											
	第2学年				作成年月日	令和 年 月 日						
	第3学年				中学校長名	中学校 印						

(注) 1 受検番号を記入すること。ただし、有朋高校については記入しないこと。
2 ※印の欄は記入しないこと。
3 義務教育学校の後期課程の出願に当たっては、「第1学年」を「第7学年」と、「第2学年」を「第8学年」と、「第3学年」を「第9学年」と読み替えること。

点検者	※
-----	---

備考 個人調査書の記入について

- 1 1の欄の「備考」には、外国から帰国した生徒についても、その旨を記入すること。
- 2 2の欄は、次により記入すること。
 - (1) 第1学年及び第2学年については、生徒指導要録に記載されているものに基づいて記入すること。
 - (2) 第3学年については、出願の時点における学習状況を踏まえて記入すること。
 - (3) 「評定の合計」の欄は、次により記入すること。
 - ア ㊦の欄には、その学年の各教科の評定の合計を記入すること。
 - イ ㊧の欄には、㊦の欄に記入した数を、第1学年及び第2学年についてはそれぞれ2倍した数を、第3学年については3倍した数を記入すること。
 - ウ ㊨の欄には、㊧の欄に記入した数の全学年の総和（最高315、最低63）を記入すること。
- 3 3の欄には、各学年の総合的な学習の時間における学習活動の内容及び出願者がその学習活動を通して身に付けた力などについての顕著な事項を記入すること。
- 4 4の欄には、例えば、特別活動における学級・生徒会の委員経験、学校行事の活動状況などを記入すること。
- 5 5の欄は、第3学年について出願の時点までの状況を踏まえて記入すること。
- 6 6の欄には、個人調査書の1から5までの各欄に記載されていない事項を記入すること。

なお、次のことに留意すること。

 - (1) 出願者の特徴や特技、成長に関わる総合的な所見など、出願者の長所を把握する上で参考となるような事柄や進歩の状況を記入すること。
 - (2) 出願者が参加した学校内外における奉仕活動、スポーツ活動・文化活動（学校部活動や地域クラブ活動を含む。）の行事、大会及び資格・検定試験等を記入する場合は、実績や成績のみではなく、活動からうかがうことのできる出願者の長所、個性や意欲、能力などについても記入すること。
 - (3) 観点別学習状況の評価に見られる長所や学力検査を実施しない各教科のそれぞれの学習の成果が、選抜の資料として十分生かされるよう、特に顕著な事項があれば記入すること。
- 7 7の欄の「欠席の主な理由」の欄は、具体的に記入すること。

なお、「備考」の欄は、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録その他出欠に関する特記事項等を記入すること。

また、出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、遅刻、早退等の状況については記入しないこと。
- 8 過年度卒業生については、生徒指導要録に基づいて記入すること。ただし、5の欄は斜線を引くこと。

入 学 願 書 受 付 票

令和 年 月 日

中学校長 様

高等学校長名



次のとおり入学願書を受け付けました。

課 程	学 科	出願者数	備 考（一般・推薦・連携型の別等）

別記様式 5 (日本産業規格 A 4 横型)

令和 7 年度 (2025年度) 入学願書受付簿 (一般・推薦・連携型)

(課程 (科)

受付番号	受付月日	氏名	性別		出身中学校	就学区	備考
			男	女			

- (注)
- 1

備考欄を区分して、受検番号、出願変更、再出願、住所などの記入には差し支えない。
- 2

一般出願、推薦出願及び連携型出願を別業にすること。
- 3

一般、推薦及び連携型のいずれかを○で囲むこと。
- 4

「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者については、就学区分欄に、「道外」と記入すること。

出願変更願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

ふりがな
出願者署名

保護者等署名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により出願変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

(1) 一般の場合の出願変更

(2) 連携型一般入学者選抜又は連携型推薦入学者選抜に係る出願変更

(3) 保護者等の転勤等に伴う出願変更（転居先住所）

(4) 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更

（就職（内定）先

勤務場所

職 種

2 変更事項

事 項	出 願 変 更 先	当 初 の 出 願 先
高 等 学 校		
課 程		
学 科	第 1 志望 科	第 1 志望 科
	第 2 志望 科	第 2 志望 科
	第 3 志望 科	第 3 志望 科
住所	出 願 者	
	保護者等	
全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分	1 通学区域規則第 2 条による就学 2 通学区域規則第 3 条第 1 号による就学 3 通学区域規則第 3 条第 2 号による就学 4 通学区域規則第 3 条第 3 号による就学 5 通学区域規則第 4 条第 1 項第 1 号による就学 6 通学区域規則第 4 条第 1 項第 2 号による就学 7 通学区域規則第 4 条第 1 項第 3 号による就学 8 （ ）立高等学校通学区域規則による就学	1 通学区域規則第 2 条による就学 2 通学区域規則第 3 条第 1 号による就学 3 通学区域規則第 3 条第 2 号による就学 4 通学区域規則第 3 条第 3 号による就学 5 通学区域規則第 4 条第 1 項第 1 号による就学 6 通学区域規則第 4 条第 1 項第 2 号による就学 7 通学区域規則第 4 条第 1 項第 3 号による就学 8 （ ）立高等学校通学区域規則による就学

上記の願い出があったので、提出します。

在籍（又は出身）中学校長名

印

(注) 1 「変更の理由」については、該当する番号を○で囲むこと。
2 「学科」の欄については、2 の学科を設置している高等学校への出願においては、第 2 志望まで記入することができる。3 以上の学科を設置している高等学校への出願については、第 3 志望まで記入することができる。
3 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。
4 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄の 8 の（ ）には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めている市町村名を記入すること。
5 在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

出 願 変 更 承 認 書				
出願者氏名				
令和	年	月	日	付
で			願	い
出			の	あ
っ			た	、
北			海	道
高			等	学
校			課	程
科に出願変更することを承認します。				
令和	年	月	日	
高等学校長名				
				印

出 願 変 更 通 知 書	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
高等学校長名	
印	
本校	課程 科に出願した次の者から、貴校 課程 科に
出願変更をしたい旨の願い出があり、これを承認したので、通知します。	
記	
ふりがな 出願者氏名	
変更の理由	1 一般の場合の出願変更 2 連携型一般入学者選抜又は連携型推薦入学者選抜に係る出願変更 3 保護者等の転勤等に伴う出願変更（転居先住所 ） 4 出願者の就職先の決定又は内定に伴う出願変更

– 40 –

特設受検場受検願	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長様
出願者氏名	
出願者住所 □□□-□□□□	
保護者等氏名	
保護者等住所 □□□-□□□□	
私は、次の理由により、 において受検したいので、承認してください。	
理由 記	
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍（又は出身）中学校長名	

別記様式10（日本産業規格A 4 縦型）

特設受検場受検承認書			
出願者氏名			
令和	年	月	日
付けで願出のあった、		において受検することを承認します。	
令和	年	月	日
高等学校長名		印	

委 託 受 検 願	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
出 願 者 氏 名	
□□□-□□□□	
出 願 者 住 所	
保護者等氏名	
□□□-□□□□	
保護者等住所	
私は、次の理由により、北海道 高等学校において受験したいので、承認して ください。	
理由	記
上記のことについて願い出があったので、提出します。	
在籍（又は出身）中学校長名	
印	

別記様式12（日本産業規格A 4 縦型）

委託受検承認書			
出願者氏名			
令和	年	月	日
付けで願出のあった、北海道			高等学校において
受検することを承認します。			
令和	年	月	日
高等学校長名			印

別記様式13（日本産業規格A 4 縦型）

追 検 査 受 検 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

受 検 番 号

出 願 者 署 名

保護者等署名

私は、貴校の学力検査等を次の理由で欠席しましたが、追検査を受検したいので、承認してください。

記

理由

上記のことについて願い出があったので、提出します。

在籍（又は出身）中学校長名



（注）在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式14（日本産業規格A 4 縦型）

追 検 査 受 検 承 認 書

出願者氏名

令和 年 月 日付けで願い出のあった、追検査を受検することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名



委 託 追 検 査 受 検 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出 願 者 氏 名

□□□-□□□□

出 願 者 住 所

保 護 者 等 氏 名

□□□-□□□□

保 護 者 等 住 所

私は、次の理由により、北海道 高等学校において追検査を受検したいので、承認してください。

記

理由

上記のことについて願出があったので、提出します。

在籍（又は出身）中学校長名



（注）在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

委 託 追 検 査 受 検 承 認 書

出願者氏名

令和 年 月 日付けで願出のあった、北海道 高等学校において追検査を受検することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長名



別記様式17（日本産業規格A 4 縦型）

受 検（ 出 願 ） 証 明 書 交 付 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出 願 者 氏 名

保護者等氏名

私は、貴校を受検（貴校に出願）しましたが、北海道 高等学校（ 課程
科）の第2次募集に出願したいので、受検（出願）証明書を交付してください。

上記のことについて願い出があったので、提出します。

在籍（又は出身）中学校長名



（注）在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式18（日本産業規格A 4 縦型）

受 検（ 出 願 ） 証 明 書

出願者氏名

上記の者は、本校を受検（本校に出願）したことを証明します。

令和 年 月 日

高等学校長名



学 力 検 査 成 績 証 明 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

高等学校長名



次の1の者は、令和7年度（2025年度）道立高等学校入学者選抜学力検査を受検し、その成績は、次の2のとおりであることを証明します。

記

1 出願者氏名

2 学力検査の成績

国 語	数 学	社 会	理 科	英 語	合 計
点	点	点	点	点	点

※英語の聞き取りテストを受検しなかった受検者の英語の成績については、100点満点に換算した成績を記載すること。

出 願 事 情 説 明 書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出 願 者 氏 名

保護者等氏名

出願の事情は、次のとおりです。

- 1 出願者現住所
- 2 保護者等の転居見込みの住所
- 3 出願者と保護者等の続柄
- 4 出願課程・学科
- 5 事情の説明

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

在籍（又は出身）中学校長名



- （注） 1 「事情の説明」は、できるだけ詳細に記入すること。
2 在籍（又は出身）中学校長名には、中学校名も併記すること。

出 願 状 況

高等学校

課 程		
学 科		
募集人員 (A)		
推薦枠		
当初の出願者数	一般入学者選拔出願者数	
	推薦入学者選拔出願者数	
	道外からの出願	
	連携型入学者選拔出願者数	
	出願者数合計 (B)	
	3 条 1 号	
	3 条 2 号	
	3 条 3 号	
	市町村立通学区域規則	
	倍率 $\frac{(B)}{(A)}$	
過年度卒業生数（内数）		

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ報告すること。
- 2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する出願者数は内数とすること。
- 3 倍率は小数第2位を四捨五入したものとする。
- 4 全日制の普通教育を主とする学科及び定時制の各学科（推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜を実施する高等学校を除く。）については、「推薦入学者選拔出願者数」及び「連携型入学者選拔出願者数」の欄を除いて報告すること。
- 5 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。
- (1) 全日制の農業及び水産に関する学科… 募集人員の50～90%の範囲において高等学校長が定めた数
 - (2) 全日制の普通教育を主とする学科…… 募集人員の10～40%の範囲において高等学校長が定めた数
 - (3) 全日制の上記以外の学科…………… 募集人員の30～50%の範囲において高等学校長が定めた数
 - (4) 連携型推薦入学者選抜…………… (2)に同じ。ただし、小数点以下は切捨てとする。
 - (5) 定時制の各学科…………… 募集人員の30%の数

出願変更後及び再出願後の出願状況

高等学校

課 程		
学 科		
募集人員(A)		
推薦枠		
推薦入学者選拔出願者数(B)		
道外からの出願		
連携型入学者選拔出願者数(C)		
出願変更後の一般入学者選拔出願者数(D)		
3条1号		
3条2号		
3条3号		
市町村立通学区域規則		
出願者数合計(E)=(B)+(C)+(D)		
倍率	$\frac{(E)}{(A)}$	
当初の一般入学者選拔出願者数(F)		
出願変更による 増減	増	
	減	
	増－減	
当初出願後の道外からの出願者数(内数)		
推薦入学確約書提出者数(G)		
道外からの出願		
連携型入学確約書提出者数(H)		
実募集人員(I)=(A)-(G)-(H)		
再出願後の全出願者数(J)		
3条1号		
3条2号		
3条3号		
市町村立通学区域規則		
道外からの出願		
倍率	$\frac{(J)}{(I)}$	
再出願者数		
3条1号		
3条2号		
3条3号		
市町村立通学区域規則		
道外からの出願		
再出願 の状況	推薦で合格内定とならなかった数	
	道外からの出願	
	再出願手続者数	
	道外からの出願	
	当初と同じ大学科	
	道外からの出願	
再出願先	当初と異なる大学科	
再出願先	大学科名	
再出願先	人数	
出願変更 後の出願 者数の内訳	特別の場合の場 出願変更による者 数の数	増
		減
	再出願による者の数	
	道外からの出願	
備 考		

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ報告すること。
- 2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する出願者数は内数とすることとする。
- 3 倍率は小数第2位を四捨五入したものとすること。
- 4 「再出願の状況」の欄は、当初の推薦出願を受け付けた学校が報告すること。また、「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を内数で記入すること。
- 5 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。
- (1) 全日制の農業及び水産に関する学科… 募集人員の50～90%の範囲において高等学校長が定めた数
- (2) 全日制の普通教育を主とする学科… 募集人員の10～40%の範囲において高等学校長が定めた数
- (3) 全日制の上記以外の学科… 募集人員の30～50%の範囲において高等学校長が定めた数
- (4) 連携型推薦入学者選抜… (2)に同じ。ただし、再出願後の出願状況においては合格内定者数を減じた数のうちの10～40%程度の範囲において高等学校長が定めた数。なお、小数点以下は切捨てとする。
- (5) 定時制の各学科… 募集人員の30%の数
- 6 「出願変更後の出願者数の増減の内訳」の欄は、管外へ（から）の移動の数のみ記入すること。

合 格 者 数 及 び 欠 員

高等学校

課 程	
学 科	
募集人員	
学力検査受検者数（第 1 志望のみ）	
3 条 1 号	
3 条 2 号	
3 条 3 号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
学力検査受検者で合格した数（第 2 志望、第 3 志望による合格者含む） (A)	
3 条 1 号	
3 条 2 号	
3 条 3 号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
推薦入学者選抜合格者数 (B)	
道外からの出願	
連携型入学者選抜合格者数 (C)	
合格者数計 (A) + (B) + (C)	
欠員	
3 条 1 号	
3 条 2 号	
3 条 3 号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
不合格者数	
備 考	

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入すること。
- 2 通学区域規則第 3 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。
- 3 次の場合は、不合格になった理由を備考欄に記入すること。
- (1) 出願者が募集人員に達しない学科において不合格があった場合
- (2) 出願者が募集人員に達していて不合格者を出したために合格者が募集人員を下回った場合
- 4 定時制については、「学力検査受検者数」及び「学力検査受検者で合格した数」の欄に、それぞれ、選抜の対象となった者の数及び合格者数を記入すること。

追加合格者数及び第2次募集の人員

高等学校

課 程	
学 科	
募集人員	
合格者数(A)	
3 条 1 号	
3 条 2 号	
3 条 3 号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
(A)のうち入学意思のない者の数(B)	
3 条 1 号	
3 条 2 号	
3 条 3 号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
追加合格者数(C)	
3 条 1 号	
3 条 2 号	
3 条 3 号	
市町村立通学区域規則	
道外からの出願	
入学予定者数(A)-(B)+(C)	
第2次募集人員	
3 条 1 号	
3 条 2 号	
3 条 3 号	
市町村立通学区域規則	

- (注) 1 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入すること。
- 2 通学区域規則第3条第1号、第2号、第3号及び市町村立通学区域規則並びに「道外からの出願」に該当する数は内数とすること。

第 2 次 募 集 の 合 格 者 数

高等学校

課 程	
学 科	
募集人員	
入学予定者数	
第 2 次募集人員	
出願者数（第 2 次）	
3 条 1 号	
3 条 2 号	
3 条 3 号	
市町村立通学区域規則	
選抜の対象となった者の数（第 2 次）	
合格者数（第 2 次）	
3 条 1 号	
3 条 2 号	
3 条 3 号	
市町村立通学区域規則	

- (注) 1 「入学予定者数」の欄については、次により記入すること。
 (入学予定者数) = (3 月 17 日の合格者数) - (入学意思のない者の数) + (追加合格者数)
- 2 通学区域規則第 3 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び市町村立通学区域規則に該当する数は内数とすること。

定時制の第2次募集後の入学者数

高等学校

学 科	
募集人員	
3月27日現在の入学予定者数	
3月28日現在の募集人員	
3月28日以降の出願者数	
選抜の対象となった者の数	
3月28日以降の合格者数	
4月21日現在の入学者数	

特別な配慮を必要とする生徒の状況

高等学校

出 願 先 学 校 名	課 程	学 科	出 身 中 学 校 名	性 別	特別な配慮 を必要とす る理由	特別な配慮の内容

面接、実技の実施

高等学校

小学科名			
面 接	実施の有無		
	対象者	全員	
		過年度卒のみ	
	日時	3 月 4 日	開始予定時刻～ 終了予定時刻
		3 月 5 日	開始予定時刻～ 終了予定時刻
	形式	個人	
		集団（人）	
	時間（分）		
	担当教員数（人）		
実 技	実施の有無		
	内容		
	開始予定時刻～終了予定時刻		

記入要領

- 面接及び実技の「実施の有無」の欄には、「有」又は「無」を記入すること。また、面接の形式については、個人面接の場合は「個人」の欄に○を記入し、集団面接の場合は、「集団（人）」の欄に面接を行う 1 グループ当たりの人数を記入すること。
- 実技における「内容」については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。

令和7年度（2025年度）道立高等学校推薦入学者選抜実施要項

※ 市町村立高等学校の入学者選抜については、原則として「道立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて実施される。

ただし、「道立高等学校入学者選抜実施要項」によらず、市町村で定めた実施要項により令和7年度（2025年度）入学者選抜を実施する市町村立高等学校の入学者選抜については、「令和7年度（2025年度）市町村立高等学校入学者選抜に関する照会先」（p.130、p.131）に確認すること。

第3 令和7年度（2025年度）道立高等学校推薦入学者選抜実施要項

（令和6年（2024年）9月30日教育長決定）

この要項は、令和7年度（2025年度）の道立高等学校（連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校及び北海道有朋高等学校を除く。）の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 対 象 学 科

(1) 全日制の課程の普通教育を主とする学科

ア 北海道札幌国際情報高等学校の普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。）の別表に定める石狩学区の通学区域に保護者等の住所の存する者及び帰国子女等とする。

なお、「帰国子女等」とは、帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。）及びこれに準じる者と高等学校長が認める者をいう。

イ 単位制による普通教育を主とする学科において実施する。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区の通学区域に保護者等の住所の存する者とする。

ウ その他の普通教育を主とする学科において実施することができる。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区の通学区域に保護者等の住所の存する者とする。

(2) 全日制の課程のその他の学科

ア 専門教育を主とする学科において実施する。

イ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科において実施する。

【留意事項】

令和7年（2025年）4月1日現在、道立高等学校の全日制の課程の第1学年において設置される学科は次のとおりとなる予定である。

1 普通教育を主とする学科

普通、地域探究及び文理探究の各学科

2 専門教育を主とする学科

農業に関する学科

農業、農業科学、園芸デザイン、園芸福祉、畜産科学、酪農科学、酪農経営、食品科学、農業土木工学、環境造園、森林科学、生活科学、生産科学、農業・生活、未来農業及び園芸観光デザインの各学科

工業に関する学科

機械、機械電気システム、電子機械、電気、電気情報工学、電気・建築、情報技術、建築、土木、建設、建設システム、環境土木、工業化学、環境化学、理数工学及び電気情報システムの各学科

商業に関する学科

商業、総合ビジネス、グローバルビジネス、流通経済、流通ビジネス、流通マネジメント、国際経済、国際流通、国際ビジネス、会計、会計ビジネス、情報処理、情報ビジネス、事務情報、情報会計マネジメント、地域産業ビジネス、会計マネジメント及び情報マネジメントの各学科

- 水産に関する学科
 - 海洋漁業、海洋技術、水産食品、品質管理流通、栽培漁業、機関工学、情報通信及び海洋資源の各学科
- 家庭に関する学科
 - 家政及び生活デザインの各学科
- 看護に関する学科
 - 衛生看護科
- 福祉に関する学科
 - 福祉科
- 理数に関する学科
 - 理数及び理数探究の各学科
- 体育に関する学科
 - 体育科
- 外国語に関する学科
 - 国際文化及び国際教養の各学科
- 3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科
総合学科

(3) 定時制の課程

全ての学科において実施することができる。

2 推薦による入学者の範囲

(1) 全日制の課程

- ア 農業に関する学科及び水産に関する学科においては、募集人員の50～90％程度の範囲の数において高等学校長が定める。
- イ 普通教育を主とする学科においては、募集人員の10～40％程度の範囲の数において高等学校長が定める。
- ウ その他の学科においては、募集人員の30～50％程度の範囲の数において高等学校長が定める。

(2) 定時制の課程

募集人員の30％程度の数とする。

3 出 願 資 格

(1) 全日制の課程

次の各号に該当する者とする。

- ア 令和7年（2025年）3月末日までに道内の中学校若しくはこれに準じる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者（公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業する見込みの者を含む。）
- イ 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であるもの
- ウ 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】

- 1 道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

2 令和7年（2025年）3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者は、北海道札幌国際情報高等学校に出願することができる。

(2) 定時制の課程

次の各号に該当する者とする。

- ア 令和7年（2025年）3月末日までに道内の中学校を卒業した者又は卒業する見込みの者（夜間中学を卒業する見込みの者を含む。）
- イ 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であり、自主的に学習できる強い意思を有するもの
- ウ 普通教育を主とする学科においては、特定分野などに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者
普通教育を主とする学科以外の学科においては、当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

4 出 願 の 受 付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年1月20日（月）～令和7年1月23日（木）	9：00～16：30 (23日は12：00までとする。)

なお、ウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）による出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

受 付 期 間
令和6年（2024年）12月6日（金）～令和7年（2025年）1月23日（木）

5 出 願 の 手 続

(1) 出願できる学科

ア 全日制の課程

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科又は水産に関する学科への出願にあつては、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める第3志望により出願することはできない。

【留意事項】

この要項における全日制の課程の大学科とは次の学科を指す。
普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科

推薦要項

イ 定時制の課程

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める第3志望により出願することはできない。

【留意事項】

この要項における定時制の課程の大学科とは次の学科を指す。
普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科及び商業に関する学科

(2) 出願書類の提出及び受付

ア 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、定時制の課程において、令和7年（2025年）3月31日に満18歳以上の者（平成19年（2007年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）が出願する場合は、次の(ア)～(カ)の書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

- 1 成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 夜間中学を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の申請システムにより、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

【留意事項】

- 1 入学願書の作成
ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和7年度道立高等学校入学者選拔出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」を参照すること。
なお、入学願書（ウェブ申請用）と写真台紙・受検票は、それぞれA4用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。
- 2 入学願書の入力
 - (1) 「出願区分」で「推薦」を選択すること。
 - (2) 「出願学科」で、志望する学科名を選択すること。ただし、「第3志望」は「－（第3志望なし）」を選択することとし、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」は「－（第2志望なし）」を選択すること。

(イ) 写真台紙（ウェブ申請用）（一般要項の別記様式1による。）

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を貼り付けること。

- (ウ) 受検票（ウェブ申請用）（一般要項の別記様式 1 による。）
- (エ) 自己推薦書（全日制課程受検者用（別記様式 1）又は定時制課程受検者用（別記様式 4））
- (オ) 農業自営予定者説明書（別記様式 2）
全日製の課程における農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。
- (カ) 漁業自営予定者説明書（別記様式 3）
全日製の課程における水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。

【留意事項】

(エ)～(カ)の用紙は、出願者本人が学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。ただし、定時制の課程において、成人が出願する場合は、中学校長を経由せず、直接本人が提出すること。

- (ア) 出願者一覧表（一般要項の別記様式 2 による。）
- (イ) 個人調査書（一般要項の別記様式 3 による。令和 7 年（2025 年）2 月 4 日（火）正午までに提出すること。）

【留意事項】

- 1 (ア)及び(イ)の用紙は、中学校において作成すること。
- 2 (ア)は、出願時に提出すること。
- 3 定時制の課程において、中学校卒業後 5 年を経過した出願者については、(イ)の作成を要しない。
- 4 個人調査書の記載については、一般要項の別記様式 3 の「備考 個人調査書の記入について」（36 ページ）によること。

ウ 高等学校長の手続

- (ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式 4 による。）を当該中学校長に交付すること。
- (イ) 高等学校長は、令和 7 年（2025 年）1 月 29 日（水）までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- (ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式 5 による。）に記入すること。

6 出 願 状 況 の 発 表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	1 月 27 日（月）	10：00	学力向上推進課ウェブページ

7 出 願 変 更

推薦入学においては、出願変更は認めない。

8 面 接 等

面接等は、令和7年（2025年）2月10日（月）に行うこと。ただし、これにより難しい場合は、令和7年（2025年）2月12日（水）に引き続き行うことができる。

(1) 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(2) 面 接

面接は、高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、高等学校長は、面接の時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

(3) 英語の聞き取りテスト等

全日制の課程において、高等学校長は、学科ごとに出願者の全員について、英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を行うことができる。

なお、高等学校長は、英語の聞き取りテスト等を行う場合は、その時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

【留意事項】

- 1 体育に関する学科の出願者で、実技に関わり怪我・健康に不安がある場合や、医師の指示等がある場合で、実技を行うことができないときは、中学校長を経由して出願先の高等学校長に報告すること（成人の出願者は、直接出願先の高等学校長に報告すること）。
- 2 面接等の実施日の登校時間は、あらかじめ中学校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 3 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。
- 4 高等学校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。
- 5 面接等の期日の延期を行ってもなお受検できない出願者がいる場合、当該高等学校長は、再出願について学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

9 選 抜 の 方 法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 出願者から提出された自己推薦書、農業自営予定者説明書や漁業自営予定者説明書
- (2) 中学校長から提出された個人調査書
- (3) 面接の結果
- (4) 英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を実施した場合は、その結果

10 合格内定者の通知及び入学の確約

- (1) 高等学校長は、合格内定者に、令和7年（2025年）2月18日（火）までに中学校長を経由して合格内定通知書（別記様式5）を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて、中学校長に対し、当該中学校からの出願者についての合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

【留意事項】

上記書類を中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- (2) 中学校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書（別記様式6）を提出させ、その入学確約書を令和7年（2025年）2月19日（水）から2月21日（金）午後4時までの間に出席先高等学校長に送付すること。

【留意事項】

- 1 入学確約書用紙は、出願者本人が学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。
- 2 中学校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和7年（2025年）2月21日（金）午後4時までに電話で高等学校長に報告すること。

11 合格内定者数の発表

合格内定者数の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	2月18日（火）	10：00	学力向上推進課ウェブページ

12 再 出 願

- (1) 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項の「4 出願できる学科」により、再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。
- (2) 再出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年2月19日（水）～令和7年2月21日（金）	9：00～16：30 (21日は16：00までとする。)

- (3) 出願者の手続

再出願しようとする者は、再出願願（別記様式9）を中学校長を経由して、当初出願した高等学校長に提出すること。

- (4) 高等学校長の手続

ア 再出願承認書

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、中学校長から再出願願の提出があった場合、出願者に対し、再出願承認書（別記様式10）を交付すること。

イ 再出願通知書及び出願書類

推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、再出願先の高等学校長に対し、令和7年（2025年）2月27日（木）までに再出願通知書（別記様式11）、再出願願の写し及び出願者の出願書類（自己推薦書、農業自営予定者説明書及び漁業自営予定者説明書を除く。）を送付すること。

なお、推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、速やかに再出願先の高等学校長に対し、再出願の状況を電話等により連絡すること。

推薦要項

ウ 受検票

再出願先の高等学校長は、新たに受検票を作成し、令和7年（2025年）2月27日（木）までに出願者に交付すること。

【留意事項】

- 1 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（令和3年（2021年）11月25日付け教高第2150号教育長通知）（184ページ）を参照すること。
- 2 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準じること。

(5) 再出願後の出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	2月28日（金）	11：00	学力向上推進課ウェブページ

13 合 格 発 表

高等学校長は、令和7年（2025年）3月17日（月）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該高等学校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者のうち合格者についてその受検番号及び氏名を通知すること。
なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

14 北海道教育委員会への報告

番号	報 告 事 項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施	11月6日（水）	この日まで	N. S.	11月13日（水）まで	N. S.	推薦要項の別記様式7
2	出願状況	1月24日（金）	10:00まで	電 話 又は N. S.	13:00まで	同上	一般要項の別記様式21
3	面接等の終了状況	2月10日（月）又は2月12日（水）	終了後直ちに	同上	管内全学校の報告確認後直ちに	同上	終了時刻、面接の状況等
4	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月12日（水）	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
5	推薦入学合格内定者数	2月17日（月）	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
6	入学確約書を提出しなかった者の数	2月26日（水）	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ N. S. は、入学者選抜報告システムのことである。

15 そ の 他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (3) この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

【留意事項】

再出願における、当初の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

※受検番号	
-------	--

自己推薦書 (全日制課程受検者用)

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

在籍中学校名

出願者署名

私は、貴校の全日制的課程の 科へ、次の理由により自己推薦します。

- 1 入学を志望する理由や抱負について
(この学校に入学したい理由や入学してから自分がしたいと思うことなどについて、この学校のスクール・ポリシーを踏まえて記入してください。)

- 2 中学校の各教科 (選択教科を含む。) や総合的な学習の時間における学習について
(中学校で学習したことについて、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

- 3 中学校在学中における学校内外の諸活動について
(中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、その他の活動等を通して学んだこと、自分が特にアピールしたいことなどを具体的に記入してください。)

(注) 1 出願者が記入、作成してください。なお、「出願者署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいですが、欄の大きさ等を変更しないでください。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本としますが、大きさについては出願者の任意とします。
2 ※印の欄は記入しないでください。

農業自営予定者説明書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出 願 者 署 名

保護者等署名

出願者が農業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者等の現住所
- 2 出願者と保護者等の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が農業自営予定者であることの説明（保護者等が記入）

- (注) 1 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいが、欄の大きさ等を変更しないこと。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本とするが、大きさについては出願者の任意とする。
- 2 「農業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。

漁業自営予定者説明書

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

出 願 者 署 名

保護者等署名

出願者が漁業自営予定者であることについては、次のとおりです。

- 1 出願者及び保護者等の現住所
- 2 出願者と保護者等の続柄
- 3 出願課程・学科
- 4 出願者が漁業自営予定者であることの説明（保護者等が記入）

- （注） 1 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよいが、欄の大きさ等を変更しないこと。また、文字のフォントはMS明朝、大きさは10.5ポイントを基本とするが、大きさについては出願者の任意とする。
- 2 「漁業自営予定者であることの説明」は、できるだけ詳細に記入すること。

		(中学校長経由)	
入 学 確 約 書			
		令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様		
出 願 者 署 名			
保護者等署名			
このたび、令和 7 年度（2025 年度）道立高等学校推薦入学者選抜において、貴校			
制の課程の		科の合格者に内定した旨通知を	
受けました。			
については、貴校に入学することを、ここに確約します。			

- （注） 1 中学校に在学している者は、(中学校長経由) に中学校名を記入し、中学校長経由で提出すること。
- 2 保護者等署名の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。
- 3 中学校には、義務教育学校の後期課程を含むものとする。
- 4 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、印刷してもよい。

別記様式 7 (日本産業規格 A 4 縦型)

英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施
 高等学校

小学科名		
英語の聞き取りテスト	実施の有無	
	開始予定時刻～終了予定時刻	
英語による問答	実施の有無	
	形式	個人
		集団 (人)
	時間 (分)	
	担当教員数 (人)	
実 技	実施の有無	
	内容	
	開始予定時刻～終了予定時刻	
作 文	実施の有無	
	字数	
	テーマ選択の有無	
	時間 (分)	

記入要領

- 1 「実施の有無」及び「テーマ選択の有無」は、「有」又は「無」を記入すること。
- 2 英語による問答の「形式」については、個人面接の場合は「個人」の欄に○を記入すること。集団面接の場合は、「集団 (人)」の欄に面接を行う 1 グループ当たりの人数を記入すること。
- 3 実技における「内容」については、例えば体育科の場合、「体力・運動能力に関する実技テスト」のように記入すること。
- 4 作文における「字数」については、例えば400字から600字である場合、「400～600」のように記入すること。

推薦・連携型入学者選抜に係る状況

高等学校

課 程				
学 科				
募集人員				
推 薦 枠				
出願者数	推薦入学者選抜			
		道外からの出願		
	連携型入学者選抜			
内定者数	推薦入学者選抜			
		道外からの出願		
	連携型入学者選抜			
備 考	面接を受けなかった者の数	推薦入学者選抜		
		道外からの出願		
		連携型入学者選抜		
	面接を延期した者の数	推薦入学者選抜		
		道外からの出願		
		連携型入学者選抜		
	確約書を提出しなかった者の数	推薦入学者選抜		
		道外からの出願		
		連携型入学者選抜		
	備考に係る理由			

- (注) 1 推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜の欄については、該当する箇所を○で囲むこと。
 2 「道外からの出願」の欄については、「道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項」により出願した者について、それぞれ該当する数を記入することとし、該当する高等学校のみ報告すること。
 3 「道外からの出願」に該当する数は内数とする。
 4 「推薦枠」の欄については、次により記入すること。
 (1) 全日制の農業及び水産に関する学科… 募集人員の50～90%の範囲において高等学校長が定めた数
 (2) 全日制の普通教育を主とする学科… 募集人員の10～40%の範囲において高等学校長が定めた数
 (3) 全日制の上記以外の学科… 募集人員の30～50%の範囲において高等学校長が定めた数
 (4) 連携型推薦入学者選抜… (2)に同じ。ただし、合格内定者数の報告及びそれ以降においては、募集人員から連携型入学者選抜による合格内定者数を減じた数のうちの10～40%程度の範囲において高等学校長が定めた数。なお、小数点以下は切捨てとする。
 (5) 定時制の各学科… 募集人員の30%の数

別記様式 9 (日本産業規格 A 4 縦型)

再 出 願 願

令和 年 月 日

北海道 高等学校長 様

ふ り が な
出 願 者 署 名

保護者等署名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により再出願したいので、承認してください。

記

事 項		再 出 願 先		推 薦 入 学 出 願 先	
高 等 学 校					
課 程					
学 科		第 1 志望	科	第 1 志望 科	第 2 志望 科
		第 2 志望	科		
		第 3 志望	科		
住所	出 願 者				
	保護者等				
全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分		1 通学区域規則第 2 条による就学 2 通学区域規則第 3 条第 1 号による就学 3 通学区域規則第 3 条第 2 号による就学 4 通学区域規則第 3 条第 3 号による就学 5 通学区域規則第 4 条第 1 項第 1 号による就学 6 通学区域規則第 4 条第 1 項第 2 号による就学 7 通学区域規則第 4 条第 1 項第 3 号による就学 8 () 立高等学校通学区域規則による就学			

上記の願い出があったので、提出します。

中学校長名



- (注) 1 「学科」の欄については、志望により第 3 志望まで記入すること。
2 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄については、該当する番号を○で囲むこと。
3 「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄の 8 の () 内には、道立高等学校通学区域規則と異なる通学区域規則を定めた市町村名を記入すること。
4 中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式10（日本産業規格A4縦型）

再 出 願 承 認 書			
出願者氏名			
令和	年	月	日
付けで願い出のあった、北海道		高等学校	課程
科に再出願することを承認します。			
令和	年	月	日
高等学校長名			印

別記様式11（日本産業規格A4縦型）

再 出 願 通 知 書		
令和 年 月 日		
北海道	高等学校長	様
高等学校長名		印
本校に出願した次の者から、貴校に再出願をしたい旨の願い出があり、これを承認したので通知します。		
記		
ふりがな 出願者氏名	当初出願の課程・学科	再出願の課程・学科

